

令和7年度事業計画

令和6年度の社会経済活動はコロナ禍からの正常化が進む一方で、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、コロナ禍の影響が残る中小企業・小規模事業者をはじめ、物価高や人手不足、人件費の高騰の影響を受けるなど、依然として厳しい状況となっている。また、能登半島の地震や大雨など、各地において相次ぐ自然災害の影響を受けている中小企業・小規模事業者も存在している。

こうした厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者に対し、全国の信用保証協会は、各種保証制度を活用した積極的な資金繰り支援に取り組むとともに、個々の事業者のニーズを踏まえた経営支援・事業再生支援・再チャレンジ支援に取り組んでいる。また、「事業者選択型経営者保証非提供制度」を活用するなどして経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着等に向けた取り組みも進めている。こうした取り組みにより、保証利用企業者数は150万者と、全国の中小企業・小規模事業者の4割を超える事業者に利用され、令和6年12月末時点の保証債務残高は34兆8千億円となっている。

信用保証協会が各地の実情に応じた積極的な資金繰り支援や経営支援に注力する中、令和6年度に「信用保証協会向けの総合的な監督指針」が改正され、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題の解決に向けて信用保証協会が主体的に経営支援・事業再生支援の必要性を検討のうえ金融機関や中小企業活性化協議会等の各支援機関等と連携し支援していくことや、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着等に係る事項等が盛り込まれた。また、令和6年11月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、信用保証付き融資とプロパー融資を組み合わせた協調融資型の保証制度や経営改善・事業再生に取り組む事業者の資金繰り支援を後押しする保証制度を創設する等、事業者の資金調達の円滑化と金融規律の更なる強化を図りながら、経営改善・事業再生・再チャレンジを支援するための施策が示された。さらに、中小企業庁において、コロナ禍を経て信用保証付き融資を利用する中小企業・小規模事業者が急増し、信用保証協会や民間金融機関にリソース制約がある中でも早期かつ適切な支援を行うため、効率的かつ効果的なモニタリングの在り方が検討されている。

このように、引き続き中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に万全を期すことに加え、コロナ禍を経て増加した保証利用企業への経営支援・事業再生支援等、信用保証協会への期待は増々大きくなっている。全国信用保証協会連合会では、信用保証協会がこのような期待に応え、中小企業・小規模事業者に対して必要な支援を着実に実施していけるよう、信用保証協会と緊

密に連携し、適切かつ円滑な実施環境の整備に向け、主務省や関係機関との調整等の対応を行う。また、信用保証協会がこれらの期待に応じていくための人材育成に係る支援も引き続き実施していく。

加えて、信用保証協会が多岐に亘る業務に注力していくためには各種業務をより円滑かつ効率的に行っていく必要があることから、保証業務の電子化を引き続き促進していくとともに、信用保証協会からの相談への丁寧な対応、各種統計分析資料等の提供等を実施していく。

以上のとおり、全国信用保証協会連合会は、信用補完制度の持続的発展に寄与し、もって中小企業・小規模事業者に対する金融支援及び経営支援・事業再生支援等に資するため、下記の点を令和7年度の重要課題として取り組んでいく。

記

1. 信用保証協会を取り巻く外部環境変化への対応と支援
2. 協会業務の円滑化・効率化のための支援
3. 信用補完制度の基盤強化のための取り組み
4. 保証業務支援機関としての取り組み
5. 責任共有制度に係る負担金計算・収納代行事業等の円滑な運営等
6. 人材開発支援の実施
7. 基本事業への取り組み